

# 政策提言書

ひきこもり支援の充実に向けた提言

観音寺市議会文教民生常任委員会

委員長	篠原 重寿
副委員長	合田千佳子
委員	大平 直昭
委員	詫間 茂
委員	白川 雅仁
委員	三好 優子

令和7年6月

ひきこもりとは、『様々な要因の結果として社会参加(義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交流など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭に留まり続けている状態(他者と交わらない形で外出してもよい)にある方。ただし、重度の障害・高齢等の要因により外出できない方は除く。』と定義されている。

国内では、ひきこもりという状態が社会的に認知されるようになって30数年が経過しており、この間、様々な原因分析や支援方法などの研究や実践が行われてきたが、世間では、原因や背景、支援の必要性などへの理解は進んでおらず、依然として、個人や家庭の問題として見られる傾向が強い。

今回、政策提言を作成するにあたり、本市の取り組みについて担当部局に聞き取り調査を実施したが、『厚生省 HP では、国の取り組み、県の取り組み、市町村の取り組みというように3段階に分かれているが、具体的に市町村がやるべき事業は示されているのか。』との質問に対し、担当部局からは『必ずやらなければいけないという事業はない。自治体が必要を感じたら行なうというのが実情。』との回答であった。また、『ひきこもり支援ステーション事業(相談、居場所、ネットワーク)やひきこもりサポート事業(8つのメニュー)については本市では取り組んでいるか。』との質問には、『取り組んでいない。』との回答であった。

厚生労働省が2025年1月に発出した『ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～』では「P10 ひきこもり支援に関する法制度の整備と拡充」の中で、本人やその家族が、身近な基礎自治体(市区町村)で気軽に相談することができるよう、相談窓口の明確化と、住民への周知を求めている。また「ひきこもり地域支援センター」を市区町村に設置することや「ひきこもり支援ステーション事業」、「ひきこもりサポート事業」の充実など、ひきこもり支援体制の整備を推進していくことも記載されている。

しかし、担当部局への聞き取り調査が示すように、本市では、ひきこもり支援の取り組みはほぼ皆無であり、全く手が付けられていないと言わざるを得ない状況であった。

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱え、生きづらさと孤立の中で、葛藤の日々を送られている。そうした方々が安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくための基盤となり、社会とのつながりの回復へと続いていくのではないだろうか。「だれ一人取り残さない社会」を実現していくためには、ひきこもりの状態にある方を含む、生きづらさを抱えた方々をしっかりと受け止める社会を構築していかなければいけない。

本委員会では、本市のひきこもり支援に関する取り組みについて、実状を確認し、評価を行うとともに、先進地の取り組みを研究し、本市の支援を充実させるための政策提言を行うことを目的として、調査を進めてきた。この政策提言が、施策に反映され、「だれ一人取り残さない社会」の実現に寄与することを強く望んでいる。

## ひきこもり支援の充実に向けた提言

本委員会において取り組んできた、これまでの調査研究及び考察から、本市のひきこもり支援に対して「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた提言を行う。

- ① 国のひきこもり支援の取り組みを理解し、自治体が行うべき支援を明確に把握することが必要であることから、関係部局を対象にひきこもり支援についての研修を継続的に開催することを求める。
- ② 平成 30 年に実態調査が行われたが、その調査結果は本市のひきこもり支援に活かされてこなかった。国では、人口の1%程度のひきこもり当事者がいると推計していることから、対策が必要とし、支援に取り組んでいる。本市においても一定人数がいると推定されることから、再度、実態調査を実施し、対策に取り掛かることを求める。
- ③ 相談支援体制を早期に確立することを求める。
  - ・ ひきこもりの要因は多種多様であり、相談にも高度な専門性が求められる。また、当事者や当事者家族にとっては、より身近な場所である市に窓口があり、相談に対応してもらえることが、安心にもつながり、それが解決へ続いていくことから、市に、ひきこもりに特化した専用窓口の設置が必要である。
  - ・ 相談窓口では来所、電話、訪問、メール、オンライン会議ツール、SNS 等の利用など、アクセスしやすい環境を整えるべきである。
- ④ 当事者の居場所支援の充実を求める。
  - ・ 県の委託や民間が行っている居場所支援と市とのネットワークを確立し、利用したい方への周知を積極的に行うとともに、利用者の特性に合わせ、市での設置も検討する。
- ⑤ 家族会の設置を求める。
  - ・ 当事者に対する正しい接し方を学ぶ機会や経験者の体験談を聞くことは、解決に向けての重要な取り組みである。身近なところに家族同士の交流会や、CRAFT の技法を用いたコミュニケーション術を学べる家族会・家族学習会が存在することは意義が大きい。

- ⑥ 支援につながるための広報・周知を求める。
- ・ 適切な相談機関や窓口などの情報を周知することが重要（SNS、広報、HP、チラシの配布など）
  - ・ 家族がひきこもりになったら誰にも話せないという旧来からの意識を変革するためにも、市のセミナーや PTA の研修などでひきこもりに関する住民向け講演会や研修会を行い、正しい認識を広めていくことに注力していただきたい。
- ⑦ ひきこもりサポーターの養成を求める。
- ・ 窓口を担当する職員の「ひきこもりサポーター」の受講を計画的に進めていただきたい。
  - ・ 民間で受講されている方の把握に努めるとともに、サポーターを増やしていく取り組みをすべきである。
- ⑧ 学校・教育委員会と福祉部局の連携強化を求める。
- ・ 義務教育終了後のハイリスクな生徒・家族を「ひきこもりにしない取り組み」として学校・教育委員会と福祉部局が連携することは重要である。
- ⑨ 以上の提言を実現するために、市独自で「ひきこもり地域支援センター」を設置することを求める。